

我が全国労働は名實共に力強い経済闘争を敢行した。昭和五年六月の創立以来、昭和六年九月までのストライキ件数は實に七三二件（以上は報告書の提出せられたる組合だけの統計であつて、中部地方、北海道地方、神戸地方其他を除く）で、右争議参加人員は六〇、五三四人、通計一四、一五二日を計上するに至つた。之を延日数に換算すれば實に、九六八五七八日を繼續したことになる。

此の全国労働の未完成統計と、社会局の同年月に於ける統計とを比較するは、左の如き比率を示し、全国労働は僅に日本労働争議を實質的にリードしつゝ、あるを見ることが出来る。

件数	全国労働	内務省	比率%
五年六月	七三二	二、七二八	二六・五
六年九月迄	六〇、五三四	一九九、五七一	三一・〇

### 二、争議の原因より見たる傾向

争議発生原因としての昭和五年年度の社会局の統計は次の如くである。

種別	件数	比率
全労争議	732	100
解雇人員整理	242	33.5
賃銀値下げ	18	1.63
待遇改善	112	1.55
工場閉鎖	84	1.16
賃銀不拂	61	0.84
賃銀値上げ	38	0.53
組合臨時休業	24	0.31
労働条件低下	19	0.27
その他	11	0.15
合計	732	100.0

以上の統計の實際に見ると、最近の争議発生原因、賃銀値下げ、解雇並に人員整理、工場閉鎖賃銀不拂、臨時休業、組合破産等が主たるものであつて、明かに資本家的産業合理化の

正體を暴露し、資本家側が其の争議の原因を生み出してゐる。更に之を争議件数と争議日数との比較に見ると、件数七三二に對し、日数一四、一五二であつて、一件の争議日数は一九日強。次に争議参加者の割合は、七三二件に對する六〇、六三四人であつて、一件僅かに八三八であつて産業合理化と経済恐慌の發展過程が今日中小工場の整理にあることが明白である。然しながら、中小工場の整理と資本の集中が漸次完了せらるるに従つて、今後の労資戦は漸次大工場職場に移り行くと思はれる。従つて將來の労働組合の闘争方針は茲に立脚せねばならぬと思はれる。

### 三、争議に於ける官權の強壓と其の犠牲

我が全国労働の前記争議七三二件の大小争議遂行のために支配権力との闘争統計に次の如くである。（判明せるもののみ統計）

- A、検束者總數 一一、〇二七人
- 此の延日數 二九、四九三
- B、拘留者總數 一、二八七人
- 此の延日數 十八三人
- C、罰金刑總數 一八三人
- D、入獄者總數 二四四人

右の表の示す如く我が全国労働の闘争は、所謂口先のみの革命的冒険を弄して、實際闘争を回避するものと其の趣を異

(五年年度)内務省社会局統計

種別	件数
賃銀減額反對	64
解雇手當の確立又は増額	445
雇解反對	440
賃銀支拂問題	215
賃銀算定に関する問題	60
休業手當の支給問題	60
休業反對	50
監督者排斥	27
作業方法變更	22
労働時間短縮	15

にし、如何に全組合員が身を以て戦ひつゝ、あるを實踐するものと言ふべきである。而して最近の新らしき支配階級の深層方法として、罰金刑の適用によつて、經濟的に組合に弾壓を試みつゝあることである。例へば前記の統計に於て一人當り假りに平均三十五圓の罰金を課せられたる場合は、組合の負擔は、六、四〇五圓となるのである。

### 四、全国労働の争議成績

種別	統計數	種別	統計數
争議件數	732	閉鎖工場	84
罷業	357	賃銀不拂	61
争議日數	14,522	退解手當要求	8
争議工場	9,127	民族的差別反對	1
争議参加者	60,534	労働条件低下	13
争議解決	400	組合緊迫切崩	24
解雇不安	247	待遇改善	112
協定	66	工場閉鎖	1
紛争	9	組合公認	1
争議發生種別	242	組合東者延數	11,027
賃銀値下げ	18	賃銀延數	29,453
賃銀値上げ	38	拘留者延數	12,577
臨時休業	19	罰金者延數	8,464
		罰金者延數	183
		入獄者延數	244
		入獄者延數	1,831,640